

エコアクション 2.1 業種別ガイドライン検討分科会の実施について

平成 24 年 6 月

環境省総合環境政策局環境経済課

【設置目的】

エコアクション 2.1 認証・登録制度の公正かつ適切な運営を図るため、環境省では「エコアクション 2.1 の運営に関する検討委員会」を設置しており、業種別ガイドラインの準拠性確認についても対象となっている。委員会での検討を前に、専門的な見地からの確認を行うため、検討委員会の下に業種別ガイドライン検討分科会を設置している。

このうち、地方公共団体向け業種別ガイドライン案については、平成 23 年 10 月に「業種別ガイドライン検討分科会」を一度実施したが、課題が残ったため「エコアクション 2.1 ガイドライン 2009 年版（改訂版）」との準拠性確認が未了となった。

そこで、環境省として現在認証を取得している地方公共団体等へのヒアリングを実施し現状を把握するとともに、5 月 30 日に再度分科会を開催し準拠性の検討を行った。

【検討内容】

実施主体及び環境省が策定した「エコアクション 2.1 業種別ガイドライン案」について「エコアクション 2.1 ガイドライン 2009 年版（改訂版）」への準拠性の確認を行なった。

【委員構成】

魚住 隆太	KPMG あずさサステナビリティ 代表取締役社長
岡本 嘉子	荒川区 環境清掃部長
千葉 貴律	明治大学 経営学部会計学科長

敬称略・ 座長

【本分科会での主な検討課題】

（追加要求事項の検討）

本ガイドラインで追加されている要求事項について、基本のガイドラインとの準拠性について確認

教育・訓練の実施結果を記録残していること

基本のガイドラインでは、従業員数 100 名以上の事業者について要求事項となっている。

環境経営システムを構築・運用するために組織が定めたルールを取りまとめた文書（環境経営マニュアル等）を作成していること

基本のガイドラインでは、従業員数 100 名以上の事業者について要求事項となっている。

内部監査を、原則として年1回以上実施していること

基本のガイドラインでは推奨事項となっており、従業員数 100 名以上の事業者については要求事項となっている。

(結論)

基本のガイドラインとの整合性を踏まえ、暫定版ガイドラインでは規模に関係なく必須事項となっていたが、職員数 100 名以下の地方公共団体については上記の取組について行わないこともできるとした。

(暫定版ガイドラインとの変更点)取組の対象組織・活動範囲について、事業管理者や委員会、指定管理者制度による委託業者の取扱いをどうするか。

暫定版ガイドラインでは、企画局、警察本部、指定管理者制度適用施設などの適用範囲に含めるとしている。その線引きをどこまでとするかが課題となった。

(結論)

地方公共団体においては、所管する組織が広範囲に渡ることから、環境負荷が小さくかつ職員の所属が異なっている等の、合理的な理由がある場合には、対象範囲に関する方針にその旨を明記することで、対象組織に含めないことも可能とした。

また、指定管理者制度適用施設については、合理的な理由がある場合を除き、対象範囲に含めることとした。

「環境目標及び環境活動計画の策定」における「地域の環境保全・創造に向けた取り組み」の記述について。

暫定版ガイドラインでは、「地域の環境保全・創造に向けた取り組み」「自らの環境負荷低減に向けた取り組み」の順に解説を加えている。地方公共団体における環境目標や環境活動計画の策定についてその記載をどのようにするか検討した。

(結論)

順序については、基本のガイドラインに合わせ「自らの環境負荷低減に向けた取り組み」を冒頭にすることとした。

解説の簡素化

基本のガイドラインとの整合性を踏まえ、暫定版ガイドラインで新たに記載された解説のうち、認証・登録制度の実施主体や審査人による指導等の個別対応で可能な記述については、一部省略することとした。

また、地方公共団体の運営実態に則した表現に一部改めた。